

小丸城文字瓦の解釈と年代

佐藤 圭

はじめに

福井県越前市五分市町に所在する小丸城跡（福井県指定史跡小丸城跡附野々宮廃寺）で発見された二点の文字瓦は、早くからその記載内容が知られ、織豊期の生々しい事実を語る歴史資料として注目されている。文字瓦とは、文字記載のある屋根瓦のことで、墨書・朱書・刻書・刻印・篋書・針書などといわれる多様な方法で書かれるが、焼成前の粘土瓦に記されて焼かれたものは確実な同時代資料といえる。古代の文字瓦は、字数も少なく簡単な記載が多いが、中・近世の文字瓦には瓦大工（瓦職人）の活躍を示す紀年銘資料も多く見られる。

小丸城文字瓦のうち一点には九十二文字に及んで織田政権の部将による一揆弾圧の文章が記されており、他に類いをみない内容であると共に、在地史料に乏しいこの時期の府中近辺の様子をうかがう

貴重な材料となりうるものである。ところがこの文字瓦をめぐってその筆者や内容解釈に関する見解は古くから対立しており、未だに決着をみない。また文面に記される五月二十四日一揆の年代についても、天正四年（一五七六）とみなす説が多いが、異説も出されており、文書・記録など直接関連する確実な史料に乏しいとされ、この文字瓦の史料的評価は今ひとつ定まっていない。もう一点の文字瓦も、判読出来る文字数は十四字にすぎないが、瓦生産に関わる人夫役を記した貴重な史料であり、検討の余地がある。

本稿はこの二点の文字瓦について、主として記載された文字内容により、文献史学の観点から解釈と年代という基本的な問題に限定して考察するものである。

なおこうした文字瓦は、考古資料と文献資料の二つの側面を持ち合わせているが、本稿では前者については捨象している。

一 小丸城と文字瓦の概要

小丸城は現在の越前市中心市街地東方約五・五キロメートルにあつた織豊期の城郭で、織田政権の越前支配を分担した府中三人衆の一人佐々成政の居城とされる。城名の「小丸」は城跡中心部の字名に由来し、地元では通称「古城」とか「城山」と呼ばれた。一名「五分一城」ともいい、江戸時代にもそう記される史料がある^①。同時代のように呼ばれていたかは詳らかでないが、天正十一年（一五八三）七月二十五日付丹羽長秀知行宛行状に佐々成政の所領の跡職について「五分一分」の分付けで示されているので、五分一が成政の本拠であつたことがうかがえる^②。

江戸時代の「城跡考」（正式には『越前国古城跡并館屋敷蹟』）には、佐々成政の城跡で、本丸台と穴蔵、櫓台三か所と大手口櫓台、惣側（そでがわ）堀などの遺構が残存していたとされる^③。

小丸城跡南端部には、白鳳時代の寺院址野々宮廃寺があり、昭和三十四年（一九五九）から三十七年（一九六二）にかけて発掘調査され、礎石一個と根石と推定される遺構七か所を検出し、瓦や埴仏片など古代の遺物が出土した^④。この部分に小丸城の南端の郭があり、その間にいくつかの郭が南北に連なっていたようである^⑤。

次に「小丸城跡出土瓦」として越前市指定文化財（考古資料）となつている織豊期の瓦は十七個あり、その内訳は、軒丸瓦五、軒平瓦一、丸瓦七、平瓦四で、いずれも粘土瓦である^⑥。文字瓦は丸瓦二点で先の尖つた篋状のもので文字を陰刻している。筆致はなめらか

で焼成前のやわらかな粘土に記したものである。以下二点の小丸城文字瓦を分別するために、それらを文字瓦1、文字瓦2と呼ぶことにする。まず文字瓦1は有名な一揆文字瓦で、ほぼ完形に近く、釈文は私見によれば次の通りである。

文字瓦1

此書物、後世ニ御らんしら」

御物かたり可有候、然者、五月廿四日

いきおこり、其ま、前田

又左衛門尉殿いき千人はかり

いけとりさせられ候也、

御せいはいハ、はツつけ、

かまニいられ、あふられ候哉、

如此候、一ふて書と、め候、

この文字瓦1や同時に見つかった遺物は不時発見の資料で、その概要が『福井県』新聞社発行『福井県』昭和十二年四月号に掲載されている。今立郡中河村（現鯖江市）中村九郎右衛門による「小丸城跡出土の文字瓦」と題したA5版二ページの文章である。この記事から文字瓦1の発見状況について抄出する。なお前後の文脈により文中に引用者（佐藤）の注をカッコ内に入れて記した。

（前略）近來人文の發展と共に、附近に大工場が建設せられな
どするので、之等工場の地盛用に此の城址（小丸城跡、引用者
注）の土壘（土壘という言葉もいちおうあるようだが（小学館

『日本国語大辞典』第二版）、ここでは恐らく土壘の誤植かと思

われる。以下同じ。引用者注)の一部が破壊せらるゝのは寔に惜しきことである。

昭和七年右工事中、三ノ丸の土疊の一部から沢山の城郭用と思しき古瓦が発掘せられて当時識者を驚かせたものであつた。其の一部が同村(味真野村、引用者注)小学校に保存せられてある。種類は平瓦、棒瓦素瓦等で何れも様式を同ふして布目が着て居る珍しきものである。此の中で棒瓦の一寸で長さ八寸五分位のものに八行に亘つて文字を刻みつけた一本がある(下略)。

引用部最後に「棒瓦の一ツ」と記されているのが、文字瓦1のことである。昭和七年(一九三三)の発見後、昭和十年(一九三五)末同村の篤学青年齋藤甚兵衛が京都大学の浜田青陵(耕作)に拓本を送つて釈文の教示を得たという。後に福井県文化財専門委員となつた齋藤優(甚兵衛)は、小丸城跡の報告書に「乾槽跡附近は昭和七年、五分市駅前のセロファン工場の埋立に破壊されて明らかでないが(中略)、ここからは破壊当時瓦片、石臼、別に記す特筆すべき文字瓦が出土した」と記している⁸⁾。

中村・齋藤両氏の紹介文で、すでに文字瓦1の出土地の認識が異なっており、今となつては正確な出土地点を確かめるべきがない。ただ発見状況や出土状況に作為性はなく、小丸城中心部の考古資料として比較的良質なものと見える。

次に文字瓦2は丸瓦の残片で、文字瓦1の附近から同時に発見されたとされる。釈文は、私案によれば次の通りである。

文字瓦2

メ

かわら□□

此ふん人夫

ひろせ

池上

二 二点の文字瓦に関する主な歴史的研究

小丸城の文字瓦が見つかったから今年(本稿執筆時、二〇二二年)で九十年になるが、一般に広く紹介されたのは戦後になってからである。これらの文字瓦は昭和三十七年(一九六二)発行の高柳光壽『青史端紅』や井上鋭夫『日本歴史全集10信長と秀吉』、藤木久志『日本の歴史15織田・豊臣政権』など昭和四十年代の日本史概説書で取り上げられた¹⁰⁾。昭和四十九年(一九七四)六月一日文化行政に理解を示した笠原武生市長のもと武生市越前の里郷土資料館が開館し、原品が展示されるようになり、展示資料解説書にも掲載された。ところがこれらの文字瓦に対して瓦研究家駒井鋼之助は昭和五十年代はじめにいくつかの小文を発表して偽作説を展開し、その史料価値を貶め、資料館を揶揄した¹¹⁾。

一方、小丸城跡の遺跡・埋蔵文化財としての報告は、福井県から昭和四十六年(一九七二)に、武生市では昭和六十二年(一九八七)になされたが、文字瓦1と文字瓦2は正式な発掘調査による出土品

ではないため、関連遺物として簡単な紹介にとどまった¹²⁾。

文字瓦1と文字瓦2を含む小丸城跡の瓦を初めて考古学的な立場から考察したのが久保智康氏である。久保氏は文字瓦二点を含む十三点の瓦を分析し、形状や残された製作手法の痕跡、焼成の状況などから分類を試み、特にコピキAと呼ばれる粘土を切り取る際にできる痕跡に注目して丸瓦の年代を天正年間前半代の可能性が高いと結論付けた¹³⁾。こうして駒井偽作説は完全に否定され、文字瓦1と文字瓦2の資料性は著しく高められた。

その後平成七年(一九九五)になって小泉義博氏は文字瓦1に記される一揆の年代を天正八年(一五八〇)とする新説を本誌『若越郷土研究』に発表し、小丸城文字瓦研究に一石を投じた¹⁴⁾。それまではすべての論者がその年代を天正四年(一五七六)としていた。これに対して竹間芳明氏は本誌ですぐに反論し、文字瓦1と文字瓦2の内容解釈に関する見解を明らかにした¹⁵⁾。その後も竹間氏はこれらの文字瓦に関する専論を発表して論じている¹⁶⁾。

一方、平成十一年(一九九九)金沢市史に關係した見瀬和雄氏は文字瓦1に語られる前田利家の釜煎りの関連史料を紹介して、一揆鎮圧に関する新しい見解を示した¹⁷⁾。

その後平成二十二年(二〇一〇)味真野史跡保存会の笠嶋怜史氏は小丸城に関する専著『小丸城跡考——古城のすべて——』を発表して、小丸城に関する諸資料を文献を中心にまとめた。文字瓦1と文字瓦2についても諸説をまとめ、文字瓦筆者の人物像を想像し、その真意を想定し、年代について天正八年説では、不都合なことが

多いとした¹⁸⁾。

最近では平成三十一年(二〇一九)発行の『大野市史通史編上原始〜近世』が文字瓦1について根拠をあげて論じている(河村昭一氏執筆)。

三 文字瓦1と文字瓦2の文面の解釈

第一章で釈文を掲げた文字瓦二点の内容解釈については、すでに私見を発表しているので、まず筆者(佐藤)の立場を明らかにするためその一部を再録する¹⁹⁾。

(前略) 文中の前田利家に対する敬語表現、流麗な書風、別の一点にみられる瓦製作に関する人夫役の記載、「この書付を見て後世に事の次第や結末についてあれこれ話をするように」と勧めていることなどからみて、府中三人衆の立場から越前平定の戦果を記録したものとみられる。

この一文は、展覧会図録の解説文として執筆したもので簡条書き的に論点を列挙しただけなので、以下簡単に補足する。まず前田利家に対する敬語であるが、具体的には「殿」付と「いけとりさせられ」の「させられ」という表現である。「殿」について竹間芳明氏は「敵対する相手が当事者に比べて遙かに身分が高い場合には、「殿」の敬称を使うこともあり得た」として、その実例を戦国時代から江戸時代の大名家中の書状や江戸時代初期の訴訟関係文書などで説明している²⁰⁾。しかし前田利家はこの時点で必ずしも高位者とはいえず、

むしろありふれたたんなる「又左衛門尉」という通称の人物にすぎない。また府中三人衆の中の序列も最下位であり、特別高い身分だったということとはできない。このように比較的低位の利家に対して充分な敬意を表している以上、利家に敵対するような人物が書いたものとは思われない。

次に文字瓦1の書風や字配りについて述べると、曲面になっている丸瓦の凸面全面によどみなく、最後の一行分は多少苦しくなったけれども、改行の不手際や、字配りの矛盾はなく、きっちりとして文字をおさめているのは、専門的な筆者の力量をうかがわせ、かつ落ち着いてゆつくりと書き入れていることがわかる。特に「前田又左衛門尉殿」の改行が前田と又左衛門尉の間でなされ、前田の下に約一字分空けているところなど、前田利家の名前を分割しないように配慮している。とうてい竹間氏が言うような「監視の目をくぐった人が刻み込んで記した²¹」というものではありえない。

こうした瓦を製作する職人してみると、苦勞して粘土をこね、ようやく丁寧成形して、乾燥工程に入ると、天候の急変などにも気を付けねばならず、瓦職人たちは仕上がった焼成前の瓦を四六時中見廻った筈である。また焼成前後には一枚一枚手に取って瓦の出来具合を細部まで確かめる筈である。そうしてみると文字瓦1の筆者は瓦職人の了解を得て書いた、あるいは瓦職人を指揮する奉行のような立場であったと想定される。

一方、文字瓦2の記載内容は簡潔で、書風は結構達筆なようにも感じられるが、力のこもった筆勢の文字瓦1に比べて、彫りも浅く

事務的に感じられる。文字瓦1の筆者とは別人で、瓦職人自身が奉行などが想定される。

それではまず文字瓦1を釈文にそくして読み下し、解釈する。まず第一文は「この書物、後世に御覧じられ、御物語あるべく候」と読み下すことができる。この書物（かきもの）とは、文字瓦1の文面自体を指す。次の「後世」が難解である。つまり「こうせい」と読んで「それぞれの時代に生きている人が死んでしまった、その後の時代」（『時代別国語大辞典室町時代編』）と理解するか、「ごせ」と読む仏教語の来世の意か、いずれにせよ特定の人物に書き与えたものではなく、死後の人に見せるために書いたものである。こうした点に解釈の余地や誤解が生じる可能性がある。「物語」については『時代別国語大辞典室町時代編』によって前述した通りである。この第一文の解釈によって文字瓦1全体の意味付けも変わってくる。それにしても「御らんしら」「御物かたり」と尊敬語や丁寧語が使われているのはなぜだろうか。文字瓦1が想定する読者はいったい誰なのだろうか。

こうした問題に対する実証的な解答を今持ち合わせないが、重要なヒントは文字瓦1が丸瓦の凸面に書かれていること、実際に屋根に葺かれた状態を想定して書かれていることなどである。丸瓦は平瓦と違って葺かれた状態で凸面のほぼ全面を見ることができるのである。そうしてみると文字瓦1が想定する読者は、後世にこの瓦を樽など高いところから見取ることのできる城主や城代、家臣などではなからうか。城外や下から見上げた場合は丸瓦の表面を見

ることはできないからである。もちろん屋根の修理や管理にあたった担当者も目の当たりにすることができる。

第二文の読み下し文は、「しかれば、五月廿四日一揆起こり、そのまま前田又左衛門尉殿一揆千人ばかり生け捕りさせられ候也」である。「候也」（そろなり）はこの場合事実の断定を示している。「千人はかり」は概数を示す。すなわち著者が正確な人数を把握していないことを表している。生け捕りを命じたのは前田利家であり、部下や軍勢を動員して行なったのであろう。

第三文は「御成敗は、張付、釜に煎られ、炙られ候哉」である。張付、釜煎り、火あぶりは戦国時代の公開処刑で見せしめのためである。「候哉」（そろや）は……であろうかという疑問形の表現であろう。そのことをはじめて指摘したのは小泉義博氏である。²²つまりこの文字瓦1は五月二十四日前田利家が一揆を平定して生け捕つて以後、処刑が完了する以前に記されたものである。このように同一年に属する進行中の事件について年号表記を省略することはありうる。この文面は、千人の生け捕りすべてを処刑したなどとは言いおらず、いずれそのうちの首謀者など一部が極刑に処せられるだろうということを含めたものであろう。確かに千人すべてを前述の三種のみせしめ刑に処すのは意味もないし、燃料代その他の経費もかかるので現実的ではない。織田信長は天正三年（一五七五）八月の越前進攻の際に反抗する坊主・侍・百姓らを何百人となく即座に殺したが、それとは別のようであり、現に生け捕りから処刑までこのように文字瓦に記すだけの時間があつたのである。

そしてこの文字瓦1の筆者は「かくのごとくに候。一筆書き留め候」と一文をしめくくっている。この文字瓦1の文面はまことに簡潔で要領を得た文章であり、冒頭の「後世」を除いては、解釈が別れる余地はほとんどないかに思える。

この文字瓦1の意図するところについて、研究史は真向から対立する二つの見解に分かれており、五十年以上たっても未だ結論が出ていない。一つは「すなわち一揆はまたも虐殺され、征服者は誇らしげにその功績を瓦にほりつけたのである」とする井上鋭夫氏の叙述と、一つは「この文字瓦の主は、織田権力にむかつて決起した一向一揆に加わりながら、その虐殺の手をのがれ、築城人夫としてまぎれこみ、この呪い文を敵城の一角に書きこんだのではなからうか」と叙述して「呪いの文字瓦」のレットルを貼った藤木久志氏の見解である。²³井上氏は早世し、藤木氏もその後詳しく論じていないため、両氏の真意を確かめることはできないが、両氏の見方はその後の論者に引きつがれている。まず小泉氏は文字瓦の年代について異説を提出したが、その主体と意図について「無論これは、利家勢が凱歌を奏するために刻み込んだものとすべきである」とし、筆者（佐藤）も前述のようにこれに賛同している。一方、竹間芳明氏は藤木氏の所説を引きつぎ、「織田政権により瓦工人として動員された地元住民あるいは彼等に紛れ込んだ一揆の残党が、前田利家に対する批判や非難を込めて刻んだと判断したい」と結論付けている。²⁴

ここで再論すると、まず文字瓦1の文面に直接「呪い」の文言が見られない点に注意される。また前田利家に対する直接的な批判が

記されず、鄭重な敬語表現がなされていることなどから、藤木・竹間両氏の言う「呪いの文字瓦」という理解は不適切であり、一揆側の人物が書きつけたなどは想定しづらいとした。

そもそも中世の「呪い」とは、自分や相手が神仏の罰を受けるとか、呪詛の対象となるとか、来世は無間地獄に落ちるとか、いずれもかなり直接的な表現をするものであり、文字瓦1のように後世に語り伝えてほしいなどといった迂遠なことは記さないのが普通であろう。中・近世の城郭に「まじない」や「のろい」が付き物であることは、最近も指摘されている。しかしその場合でも多くは城主の側が神仏の加護を求めるものである⁽²⁶⁾。

また竹間氏は、なぜ紙ではなく瓦に書き付けたのかという問題を提出している。築城後絶対に見つからないことを前提にして「いつしか城が破却・倒壊・焼失した、遙か遠い未来に、文字を刻んだ本人の死後の時代に発見してもらいたいという目的で、記したものと見なすべきであろう」とする。これも非現実的な自己に都合のいい解釈である。そうした目的であれば遠い未来の救済を求めた経塚のように地下に埋納するのが適切であろう。この文字瓦1は実際に屋根に葺かれて見られることを前提として作られているのであり、落城後、火災にあつたり、屋根から落下した場合に粉碎されずに残るかどうかは全く疑問である。だいいち落城を前提としてこの文字瓦を作ったとは思えない。

次に文字瓦2の文面を解釈する。冒頭の「メ」はメ(しめ)のことで合計の意。次の行の「かわら□□」は恐らく瓦の枚数などを記

したものであろう。「此ふん人夫」は下に文字が続かず、「此分人夫」と解釈される。つまりこの文字瓦2を含む何枚かの瓦について広瀬と池上の地から瓦製作のための人夫を動員したということを示している。

かつては広瀬・池上でこの瓦を作ったという解釈もあったが、そうしたことは文字瓦2のどこにも記されていない。小丸城の瓦を焼いた瓦窯跡は未だ確認されていない。

広瀬・池上は越前市の中心市街地から南西方向四、五キロメートルに位置する越前市広瀬町、同池ノ上町にあたる。小丸城から八キロメートル以上離れている。いずれも当時の南仲条郡に属し、高瀬、千福、広瀬、池上とつながって府中から河野・今泉浦に至る西街道に沿っている。この広瀬・池上は窯業地として知られ、古代の窯跡や近世の瓦生産が確認されるが、中世の窯業生産の実態は不明である。

しかし広瀬・池上については朝倉時代の良質の文書が知られ、広瀬村両地頭や百姓が確認され、また池上は朝倉氏の家臣三輪氏の本領だった。例えば次の文書を見てみよう⁽²⁷⁾。

史料1

永代渡申池上保内自崇禪寺買徳仕候延国彦名・源良彦名・田畠山林并拔地等之事、

合式名并拔地田畠山林等者、

右件之名田者、祖父ニて候者雖為買得之地、本役年々無沙汰ニ付候て、池上之内自他所相除買得申候分を、如此渡申候、有限

本役并小成物如前々之可有御沙汰候、崇禪寺被給候御一行御目録、彼売券見失候之間不被参候、為其崇禪寺売券跡書裏封参候、於向後左様之証文出来候者、可為反故候、拙者御一行之内候間可御心安候、仍渡状如件、

富田弥六

天文十九年九月 日 吉順（花押影）

三輪弥七殿

この渡状は、天文十九年（一五五〇）富田吉順が池上保の二名と拔地を本役無沙汰により上表して三輪弥七に渡したもので、同年十二月八日三輪弥七は朝倉延景（義景）の安堵を得ている。朝倉時代の初期、文明十四年（一四八二）卯月二十七日三輪次郎左衛門尉は朝倉氏景から池上薬師堂（宝泉寺）修理田の安堵を受けている。また池上にはその一族の女性有力者が居していたことが、延徳三年（一四九一）七月二十七日三輪氏後家去状からわかる。

富田の通称「弥六」は後の府中城主富田長繁の通称と同一であり、年代的に見て富田吉順は長繁の父親の世代に比定される。富田氏はかなり長期間池上の一部から収入を得ていたとみられるが、結局三輪氏に戻されているので三輪氏が上位者として当地を実効支配していたとみられる。

天正二年（一五七四）の本願寺による越前の守護支配下、守護（大将）下間頼照と上郡・府中近辺を支配した本願寺坊官七里頼周は次のような安堵状を三輪氏の当主吉宗に与えている。

史料2

知行分之事、对当方於無別義者、近年如義景御時、不可有相違之状如件、

天正式

筑後法橋

九月七日

頼照（花押影）

三輪藤兵衛尉殿

史料3

近年義景如御代、本知無相違可有知行状如件、

天正式

七里参河法橋

壬十一月六日

頼周（花押影）

三輪藤兵衛殿

これらの判物は三輪吉宗に本領を安堵したものであるが、朝倉氏時代の知行をそのまま認めており、本願寺の越前支配が朝倉氏の支配を継承していることを示している。前政権に対して「御時」「御代」と敬称を用いていることが、特に注目される。この本知の中に本領の池上が含まれていたのは当然である。

その後越前を支配した織田政権から三輪氏が受給した文書は残っていないが、能登所口町奉行三輪氏の由緒書は注目に値する^⑩。

史料4

先祖由緒

「本国大和」

一拾世之祖父

三輪先々故藤兵衛吉宗

朝倉義景二仕罷在候処、朝倉家没落以後、天正五年高徳院様

江越前府中二而被召出、御知行七拾石被下、其後能州江御供

仕、度々御加増被仰付、都合千六百四拾弍石五斗被下之、所
口二被指置、能州御用被仰付、隠居被仰付候（下略）、

三輪吉宗は天正五年（一五七七）前田利家の家臣となり、七十石の知行を宛行われ、その後利家の能登入国にしたがつて越前を離れ、所口（現石川県七尾市）に置かれたという。引用は省略したが、嫡子弥七郎も同年召し出され、知行二八五俵を下され、天正十八年（一五九〇）六月二十三日八王寺陣で討死し、次男彦右衛門もすでに渡辺彦左衛門の養子となっていたため、弥七郎の娘に婿養子を取って家を継がせ、吉宗は隠居したという。前田氏の初代所口奉行となった三輪吉宗の伝である。

こうした由緒書の記述から三輪吉宗は朝倉氏の遺臣として織田政権に服属し、その後天正五年に正式に父子が前田利家の臣として召し抱えられたことがわかる。その間三輪氏は池上保に強い影響力を保持したと推定される。織田政権のもと、府中三人衆が池上に人夫役を賦課するにあたって実際には三輪氏を介していたと推定される。一方、広瀬村については次の文書に注目される。

史料5

「府中兩人より一乗御奉行衆へ書札之写」

広瀬村より大虫之社・岡本・太田野三ヶ村江輪番七通候用水被相止候付て、証文両通・同百姓目安被成御披露候処、何篇水事者如先規通之、於有子細者、有出谷可被申分之由、任御折紙之旨、広瀬之両地頭并百姓中へ申届候処、菟角雖被申、不可然之由申_ニ付て、水之事通申_口、此等之趣御披露簡用候、恐々謹言、

享祿貳

青木隼人佑

七月十九日

景康 在判

印牧新右衛門尉

美次 在判

掃部助殿

魚住帯刀左衛門尉殿

河合五郎兵衛尉殿 御宿所

この府中兩人連署状は、広瀬村と大虫社・岡本・太田野三か村の用水取水をめぐる訴訟を府中兩人が一乗谷の朝倉氏奉行人の折紙、すなわち奉行人連署奉書をうけて、広瀬村側に命じて通水させたことを復命した請文である。広瀬から大虫・岡本・太田野にかけて吉野瀬川が流れているが、その用水の取水は上流部の広瀬附近で行なっており、広瀬村が自村と下流の用水分配の主導権を持っていたのである。この享祿二年（一五二九）武生盆地周辺で用水相論が發生し、朝倉氏奉行人の命により緊急に通水が命じられた。このような訴訟の経過から見て、広瀬村の当地における優位性がうかがえる。

このように池上保と広瀬村は戦国期から府中近辺の有力な村として存在し、前者は三輪氏の本領、後者には両地頭（不明）が置かれていた。なお朝倉義景の近臣に広瀬新六という侍が知られ、また「城跡考」には吉田郡高屋村に五十間×三十間という侍がかなり広大な屋敷を持つ広瀬主計という侍が掲出されている。また前田利家の陪臣に越前出身の広瀬民部が見られるが、これらの広瀬氏の相互の関係や

問題となる南仲条郡の広瀬村との関係は詳らかでない。

以上のように広瀬村と池上保は戦国時代から有力な村々として百姓や領主が活躍し、用水相論や知行関係でその地位を保持していた。朝倉氏や本願寺の越前支配を軍事制圧した織田政権下でも、こうした在地勢力が夫役賦課の受け皿となるのであろう。文字瓦2に記される人夫役賦課も、三輪氏や、もし残っていたとすれば広瀬地頭や百姓らを媒介とするものと類推される。

四 文字瓦1一揆の年代

文字瓦1に記される五月二十四日一揆の年代については、早くから天正四年（一五七六）に比定され、織田信長の大坂本願寺攻略、柴田勝家の高田派寺院への指令、上杉謙信の出馬要請などの関連史料と共に理解されていた。ところが前述のように小泉氏は天正八年（一五八〇）の本願寺と織田信長の和議の際、籠城を継続した教如の檄に応じて越前の門徒が蜂起したとの見解を示した。その年代決定の根拠として小泉氏があげた史料が次の柴田勝定書状である。³⁴

史料6

以上、

其辺一揆於成其催者、急度可有御注進候、人数遣候て可加成敗候、隨而其方門下吉野村之儀、勝家以一行被申候、猶以忠節仕様ニ可被仰付候、恐々謹言、

柴源左

五月十二日

勝定（花押）

折立

称名寺

御同宿中

宛所の称名寺の所在する折立は大野郡に属しているが、足羽南郡や今北東郡、今南東郡と隣り合う要地でもある。したがって柴田勝定は称名寺に大野郡をはじめとして武生盆地東方一帯の情報提供を求めている。この文書の年代について小泉氏は特に根拠を示さず天正八年としているが、すでに藤木氏はこの文書を天正四年とみている。こうした小泉氏の所説に対して根拠をあげて反論したのが前掲『大野市史』である。関係部分を原文のまま引用する。³⁵

また、柴田勝定の所見史料で年次が明確なのは天正三年九月から翌四年正月までで（『（県史）資料編3西蓮寺文書（一）号、天正五年閏七月以降、勝定と同じ立場の人物として柴田勝政が登場することから（『（県史）資料編5観神社文書（八）号、かつまき（県史）資料編5観神社文書（九）号、称名寺宛勝定書状は天正八年ではなく、同四年の可能性が高い。

この『大野市史』の典拠史料によれば、柴田勝定（源左衛門）は柴田勝家の奉行として足羽南郡の西蓮寺の還住や制札のことを担当し、また丹生北郡の織田寺社の所領年貢、用木・神事・末社領・刀さらえなどの申状を受理している。すなわち柴田支配下の観神社の申次を務めている。柴田勝政（宮内少輔）もその後観神社の担当となることがわかる。この勝定と勝政は官途も異なり別人とみられる。³⁶したがって柴田勝定が勝家の奉行として勝家一行（判物など）を称

名寺に伝達している史料6は『大野市史』が指摘したように天正四年の可能性が強いことになる。

以上のように小泉氏が依拠した前掲史料6は天正八年ではなく天正四年に比定され、逆に文字瓦1一揆天正四年説の有力な傍証となった。ただ、やはり文字瓦1一揆に直接関連するような史料が求められるのである。それは、これまで検討されていない次の文書である。³⁷

史料7

注進之趣委細令披見候、仍府中近辺一揆坊主等内々相催之処、息又三郎令調儀、悪逆之族擲取之由、尤以神妙候、弥方々無由断才学専一候、以面祝着之旨可申候、謹言、

正月十六日
(織田信長)
朱印

千福式部大輔殿

宛所の千福氏は、府中に隣接する南仲条郡千福を名字の地とする越前斯波氏の名族で、天正元年（一五七三）八月織田信長の越前進攻にあたって逸早く信長方について以後、信長に臣従し、江戸時代は加賀前田家の家臣として続いた。越前斯波氏の一族として唯一まとまった文書を伝えた家柄である。³⁸この史料7は千福式部大輔の息子又三郎が府中近辺の一揆蜂起を未然に察知し、悪逆人を逮捕したことを賞し、諸般の方策をうながした信長朱印状の原本である。本文によれば一揆を引き起こしたのは「坊主」とされる。これまで奥野高廣氏をはじめとして、『栃木県史』、『福井県史』など、この文書を天正二年に比定しているが、検討の余地がある。³⁹「府中近辺一

揆」といえば、まさに文字瓦1の一揆と通じるものがあるではないか。そこで関連史料を求めると、桐野作人氏が紹介した加越能文庫の『後撰芸葉』所収の一点の文書に注目される。本書は加賀藩の今枝直方が貞享二年（一六八五）編纂した文書集で次の織田信長朱印状写が収載される。⁴⁰

史料8

折番披見候、仍其国西方一揆坊主統領共内々相催処、府中三人者共相談、十五左衛門、栗間与九郎以下五人擲取之由、近比神妙候、以面祝着之通可申候、弥無油断才覚専一候、大野口・北袋辺之事立聞、珍儀候者、注進肝要候、呉々聊不可有油断、猶追々可被申越候、謹言、

(朱書)
「天正二年也、」

正月十六日 信長御朱印

千福又三郎殿

この史料8は江戸時代千福氏に伝えられたが、現在では残っていない文書を取載したもので、写しではあるが良質の史料である。宛所の千福又三郎はまさに前掲史料7の千福式部大輔の息子であり、織田信長は同日に父子別々に朱印状を出している。越前の「西方一揆」蜂起を坊主の首領がたくらんでいたのを、千福又三郎が「府中三人者共」と相談して五人を逮捕し、未然にこれを防いだ。信長はこれを賞し、また大野口・北袋口辺の一揆に関する情報収集を求めている。『後撰芸葉』の編者はこの文書を天正二年に比定するが、府中三人衆の記載から年代は天正四年以降である。「西方」とはこ

の場合、丹生北郡方面を指す俗称であるが、前掲史料7では「府中近辺」といわれるので恐らく大井(家久)、新保、太田、丹生郷、横根、大虫など武生盆地に隣接するところを含むと思われる。十五左衛門と栗間与九郎は詳らかでないが、名字通称で呼ばれる俗人である。本願寺派の坊主が陰謀を廻らし、それに応じた国人が叛逆を企てたが、府中三人衆と千福又三郎が協力して彼等を逮捕し、一揆蜂起を未然に阻止したといっている。府中三人衆が在地の有力武士と共同して一揆に対処していること、信長が特に大野郡の大野・勝山方面の一揆を危険視していたことがわかる重要史料である。

以上正月十六日付千福父子宛ての二通の信長朱印状の内容を詳しく紹介したが、この日付けで出されているもう一通の信長朱印状にも注目される。⁽¹⁾

史料9

加・越両国之一揆相催之由候、雖不実候、人数事内々申触、武藤宗右衛門尉・府中三人かたより注進次第可相動候、然者江州中郡・同高島・若州人数可罷立旨、^(向田長秀)惟住かたへ申遣候、得其意、不寄夜中可出勢事簡要候也、

正月十六日

朱印

羽柴筑前守殿^(秀吉)

この史料9は『加能古文書』の編者が越中の所蔵者未詳文書として収載した文書で、今となつては出典を確かめることができないが、文意から織田信長の朱印状であることは肯じられる。すなわち信長はこの日、近江長浜城主羽柴秀吉に宛てて「加賀・越前両国一揆蜂

起の様子があつても軍勢を内々準備させ、越前の敦賀城主武藤舜秀と府中三人衆方からの報告があり次第すぐに出動せよ。近江中郡・高島郡・若狭の軍勢動員についてもすでに丹羽長秀に伝えた。たとえ夜中であつても出勢せよ」と緊迫した情勢を伝え、軍事動員を命じたものである。

府中三人衆の記載、丹羽長秀の惟住姓などからこの史料9の年代は天正四年以降に限定される。すでに尾下成敏氏は天正四年に比定しているが、再確認する必要もあるう。⁽²⁾ まず宛所の秀吉は天正五年七月以降は西国計略に従事するから、この朱印状の年代はほぼ天正四、五年に限定され、天正六年以降とは考えにくい。一方、織田信長の所在を見ると、天正四年正月は近江安土城の築城を開始し、岐阜から安土に行こうとして、近臣の堀秀政をしてしばしば秀吉に宛てて書状を送らせ連絡している。⁽³⁾ 同年正月十六日ころの信長の居所は岐阜と思われる。

次に天正五年正月段階の信長の居所を見ると、正月二日岐阜から安土に帰城し、十四日入京、十五日公家衆の参賀を受け、十八日正親町天皇は信長に太刀を贈り、翌十九日信長は朝廷に太刀・馬を献上して御礼を申し、二五日未明安土に帰っている。⁽⁴⁾ この在京中の正月十六日に越前の千福父子の報を受けて秀吉や長秀に連絡して前掲三通の朱印状を発給したとは、やや想定しづらい。したがって前掲史料7、8、9の三通の信長朱印状の年代は天正四年に比定するのが妥当であり、恐らく岐阜から出されたものであろう。信長としてはこの時秀吉・長秀ら近江の部将に越前対策を任せておいて自分は安

全に安土へ移るつもりなのだろう。

以上三通の正月十六日付信長朱印状の年代比定についてやや詳しく考察した。これらと文字瓦1の關係はどうであろうか。今のところ府中近辺一揆蜂起の史料は前掲史料7だけであるが、信長は加越両国一揆の恐れがあり、大野郡・丹生北郡方面も警戒せよとし、その上近江や若狭の軍勢も応援のために手配しているのである。つまり天正三年九月越前を軍事平定した信長が、その四か月後に越前支配が加越両国一揆に奪回されることを危惧しているのである。用心深い信長の老婆心とも見えるが、天正四年正月段階で織田政権の越前軍事支配は完全なものではなく、千福氏などの協力で西方一揆の首謀者を逮捕したにとどまり、府中近辺一揆蜂起の危険性は継続したとみられる。

結論として通説の文字瓦1天正四年説を補強するにとどまったが、府中近辺一揆の傍証や千福氏の活躍など注目すべき史料を紹介することができた。文字瓦1の年代はほぼ天正四年に落ち着いたといえてよい。

おわりに

以上文字瓦1はその年代を、文字瓦2は広瀬・池上という地名について、やや詳しく検討した。それでは文字瓦1と文字瓦2の關係は如何であろうか。発見・出土状況から見て一括資料とみなされるが、記載内容は別個である。しかし共通する点もある。広瀬・池上

の所在する南仲条郡は、前田利家の支配が強く及んでいたところであり、後に天正十年（一五八二）三月八日利家は同郡舟寄山をめぐる塚原百姓と河野浦百姓の相論を裁許している⁴⁵。また千福氏・三輪氏などが利家の家臣となった契機も、一つはこうした地域的な關係によるものである。一方、佐々氏は武生盆地の東南部今南東郡に支配を強めた。この地は越前斯波氏の名族鞍谷氏の根拠地で、鞍谷氏は佐々成政の与力となった。小丸城の中心部は鞍谷氏の拠点とされる鞍谷御所跡（越前市池泉町）の北方約一キロメートルに位置している。このように前田氏と佐々氏は武生盆地南部の千福氏や鞍谷氏などと協力して在地支配を進めていったとみられる。

この文字瓦1と文字瓦2は、前田利家の在地支配という点から結びつくと考えられ、前田利家もしくはその家臣などが瓦生産の奉行を務めて広瀬・池上の人夫を動員したと想定される。小丸城の普請・作事と瓦造りは、恐らく別個の奉行が担当し、前田氏が瓦造りに関与したのであろう。

註

（1）斎藤槻堂著『ふるさと味真野』四六ページ（武生市味真野公民館一九七九年）。

（2）延宝五年（一六七七）もと福井藩士大原武清が著した『越前朝倉後城主覚書』（金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫）に「同五万石佐々内蔵助成政領シテ抛五分一城」と記されている。以下同文庫については略して単に「加越能文庫」と表示する。

- (3) 内閣文庫『諸国古文書』三、土佐国靈簡集殘篇。国立公文書館デジタルアーカイブによる。
- (4) 杉原丈夫・松原信之編『越前若狭地誌叢書』上一八〇ページ(松見文庫一九七一年)。
- (5) 斎藤優「野々宮廃寺跡」「小丸城跡」『文化財調査報告』第二十一集(福井県郷土誌懇談会一九七一年)。
- (6) 遺構の現状の測量図には『武生市埋蔵文化財調査報告V小丸城跡』挿図六一小丸城付近平面図(武生市教育委員会一九八七年)、佐伯哲也調査測量小丸城址図「図説日本の城郭」⑮朝倉氏の城郭と合戦」二八七ページ(戎光祥出版二〇二一年)などがある。
- (7) 武生市教育委員会編『たけふの文化財』一一〇ページ(武生市一九九九年)。
- (8) 斎藤優「小丸城跡」福井県文化財専門委員会編集・福井県郷土誌懇談会発行『文化財調査報告』第二十一集、一九七一年。
- (9) 武生市越前の里郷土資料館編集発行『武生市越前の里郷土資料館展示資料解説』第一集五ページ、一九七四年)。斎藤楓堂著『ふるさと味真野』一四八ページ(武生市味真野公民館一九七九年)。
- (10) 高柳光壽著『青史端紅』(朝日新聞社一九六二年)、井上鋭夫著『日本歴史全集10信長と秀吉』(講談社一九六九年)、藤本久志著『日本の歴史15小田・豊臣政権』(小学館一九七五年)。
- (11) 駒井鋼之助「一向一揆と一夜城の文字瓦」『歴史読本』一九七六年八月号、同『歴史考古学と屋根葺素材』『月刊歴史手帖』五巻四号一九七七年、同『偽作一向一揆文字瓦』『月刊考古学ジャーナル』No.171、一九七八年。
- (12) 註(5) 註(6) 参照。
- (13) 久保智康「越前における近世瓦生産の開始について」武生市小丸城跡出土瓦の検討」『福井県立博物館紀要』第三号、一九八九年。
- (14) 小泉義博「文字瓦と石山合戦」『若越郷土研究』四〇の二、一九九五年。
- (15) 竹間芳明「一揆文字瓦の年代比定」『若越郷土研究』四〇の六、一九九五年。
- (16) 竹間芳明「呪いの文字瓦」堀新編『信長公記を読む』(吉川弘文館二〇〇九年)、同著『北陸の戦国時代と一揆』(高志書院二〇二二年)。
- (17) 見瀬和雄「棚木合戦と前田利家―越前小丸城出土文字瓦の理解をめくつて―」『市史かなざわ』第五号一九九九年。
- (18) 味真野史跡保存会笠嶋恰史著『小丸城跡考―古城のすべて―』二〇一〇年。
- (19) 真宗の美展実行委員会編集・発行『真宗の美―親鸞と福井、ゆかりの名宝』二二二ページ、二〇一四年。
- (20) 竹間芳明「戦争被害者のメッセージ―小丸城出土瓦を読む―」前掲注(16) 竹間氏著書三三九ページ。
- (21) 竹間氏前掲註(15) 論文。
- (22) 小泉義博著『本願寺教如の研究』上三四ページ(法蔵館二〇〇四年)。
- (23) 井上・藤本前掲註(10) 著書。
- (24) 小泉氏前掲註(14) 論文。後に小泉氏は、この論文を著書に収載するにあたり、この部分を「なおこの文字瓦を製作した者としては、信長勢と和睦した和議退城派(顕如派)の門徒衆が想定されよう」と変更している。小泉義博著『越前一向衆の研究』三九三ページ(法蔵館一九九九年)。引用は初出論文による。
- (25) 竹間氏前掲註(16) 著書三四四ページ。

- (26) 小和田哲男著『戦国城郭に秘められた呪いと祈り』(山川出版社二〇二二年)。
- (27) 竹間氏前掲註(16) 著書三三三ページ。
- (28) 『福井県窯業誌』一七、一五七〜一五九、一六九ページ(福井県窯業誌刊行会一九八三年)。
- (29) 以下の叙述と史料1、2、3は加越能文庫『松雲公採集遺編類纂』百三十七「三輪文書」による。
- (30) 加越能文庫『先祖由緒并一類附帳』三輪孫三、『新修七尾市史3 武士』二四二ページ(七尾市役所二〇〇一年)による。
- (31) 「田中四郎兵衛家文書」『越前市史』資料編3 中世一、二一九号(越前市二〇二一年)。
- (32) 加越能文庫『松雲公採集遺編類纂』一三八卷「広瀬文書」。
- (33) 竹間芳明氏が本誌前号で紹介している。竹間芳明「織田政権と越前一揆の攻防」『若越郷土研究』第六七巻一、二〇二二年。
- (34) 『福井県史』資料編7 中・近世五「称名寺文書」二二号(福井県一九九二年)。
- (35) 『大野市史』通史編上原始〜近世二八六ページ(大野市二〇一九年)。
- (36) 谷口克広『織田信長家臣人名辞典』第二版柴田勝定・柴田宮内少輔の項参照(吉川弘文館二〇一〇年)。
- (37) 東京大学文学部日本史学研究室蔵「千福文書」。東京大学史料編纂所写真帳による。
- (38) 拙稿「戦国期の越前斯波氏について」『若越郷土研究』四五の四・五、二〇〇〇年。
- (39) 奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』上巻四三六号文書(吉川弘文館一九八八年)、『栃木県史』史料編・中世三、三九六ページ(栃木県一九七八年)。
- 『福井県史』資料編2 中世七三四ページ(福井県一九八六年)。
- (40) 加越能文庫『後撰芸葉』第十冊所収。外題は「後撰芸葉九軍事上」となっている。桐野作人著『織田信長 戦国最強の軍事カリスマ』三〇五ページ(新人物往来社二〇一一年)参照。
- (41) 日置謙編『加能古文書』一五六一号(金沢文化協会一九四四年)。
- (42) 尾下成敏「織田信長発給文書の基礎的研究——織田信長「御内書」の年次比定を中心に」『富山史壇』第一三〇号、一九九九年。
- (43) (天正四年)正月十七日堀久太郎宛羽柴秀吉書状、名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』一一二一号(吉川弘文館二〇一五年)。
- (44) 岡田正人編著『織田信長総合事典』五六ページ(雄山閣出版一九九九年)による。
- (45) 「中村三之丞家文書」一四号前田利家黒印状『福井県史』資料編6 中・近世四(福井県一九八七年)。
- 〔付記〕二〇二二年四月二十二日越前市史編さん委員会委員として小丸城文字瓦を実見することができた。調査にあたり味真野史跡保存会の池田千代治氏と市史編さん室長林憲司氏のお世話になった。文字瓦を含む小丸城跡出土瓦は、味真野史跡保存会蔵、越前市寄託となっている。